

写 令和3年第3回臨時会

(5月13日招集)

町議会会議録

益城町議会

5 月 13 日（木曜日）

令和3年5月第3回益城町議会臨時会会議録

1. 令和3年5月13日午前10時00分招集
2. 令和3年5月13日午前10時00分開会
3. 令和3年5月13日午後0時28分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第66号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第4 議案第67号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第2号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第12号)
 - 日程第5 議案第68号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第3号 令和3年度益城町一般会計補正予算(第1号)
 - 日程第6 議案第69号 令和3年度益城町一般会計補正予算(第2号)
 - 日程第7 議案第70号 益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第71号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員(18名)

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員(0名)

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	総務課長	塘田仁君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	深江健一君	福祉課長	松本浩治君
こども未来課長	水口清君	産業振興課長	姫野幸徳君
建設課長	増田充浩君	都市計画課長	村上康幸君
復興整備課長	米満博海君	街路課長	荒木栄一君
新庁舎等建設課長	田上勝志君	学校教育課長	遠山伸也君
生涯学習課長	富永清徳君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和3年第3回益城町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、3番上村幸輝議員、11番野田祐士議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第66号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第66号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第3回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて3件、一般会計補正予算について1件、条例の制定について1件、工事請負契約の変更について1件でございます。よろしく申し上げます。

議案第66号、専決第1号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、益城町税条例等の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は次の3点になります。

1点目は、3年に1度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、令和2年度までの適用期限とされている現行の仕組みを、令和3年度から令和5年度までの3年間延長し、その上で、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものです。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長並びに種別割のグリーン化特例、軽課税率の見直しです。

3点目は、個人住民税について、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例の延長などに伴う措置、扶養親族申告などの電子提出に係る取扱いの見直し並びに非課税限度額などにおける国外居住親族の取扱いの見直しです。

なお、これらの改正措置による減少につきましては、全額国費で補填されます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第66号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第67号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第12号)

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第67号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和2年度益城町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第67号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、令和2年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第2号、一般会計補正予算(第12号)は、第1条で歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ4億927万7,000円を減額し、総額を247億4,413万3,000円としております。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしています。

7ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正で31事業を追加し、総額28億9,101万9,000円を令和3年度へ繰り越すものです。事業ごとの金額や、繰越し理由につきましては、本日、資料を机上配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

9ページと10ページが地方債の補正で、事業費の確定などにより一つの事業を追加、11の事業を減額変更、1事業を廃止しています。

13ページから28ページまでが歳入予算で、歳入予算につきましては、国県補助金の交付決定などによる増減、その他の項目では、決算見込みによる増減などの補正。29ページから57ページまでが歳出予算で、決算見込みによる不用額の減額や入札差金などによる減額で、いずれの項目も減額補正となっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第67号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号令和2年度益城町一般会計補正予算（第12号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第68号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第1号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第68号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和3年度益城町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第68号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、令和3年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第3号、一般会計補正予算（第1号）は、第1条で歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ2,250万8,000円を増額し、総額を206億6,890万9,000円とし、4月2日に専決処分をしています。

補正予算（第1号）につきましても、国の令和2年度第3次補正予算で措置されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、本町へ1億6,916万円の交付限度額が示されており、この交付金を活用する事業を先行的に専決処分したものとなります。

7ページからが歳出予算になりますが、三つの事業を計上しており、一つ目が経済的に困窮する町出身の大学生などに3万円を給付する事業、二つ目が高齢者及び障害者を対象としたタクシー券配布事業への2,000円の上乗せ、三つ目が、町内の花卉業者から花を購入し、学校や医療、介護現場などに配付する事業でございます。

財源は、いずれも臨時交付金で国庫支出金となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第68号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第3号、令和3年度益城町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第68号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号令和3年度益城町一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議案第69号 令和3年度益城町一般会計補正予算(第2号)

○議長(稲田忠則君) 日程第6、議案第69号「令和3年度益城町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第69号、令和3年度一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ333万3,000円増額しまして、歳入歳出の総額206億7,224万2,000円とするものです。

7ページをお開きください。

歳出予算におきまして、県道熊本高森線沿線における駐輪場整備計画策定業務委託料1,000万円を計上しております。この駐輪場整備計画がこのたび事業の内定を受け、国庫補助金の内示がありましたので、早期の事業着手を図るため、補正予算として計上をしております。

財源につきましては、国庫補助金で補助率が3分の1となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、令和3年度益城町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第69号「令和3年度益城町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(稲田忠則君) 日程第7、議案第70号「益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第70号、益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町防災会議条例第3条第5項の各号におきまして、防災会議の委員を規定しており、第6号におきまして、消防長及び消防団長と規定しております。しかし、平成26年4月1日から常備消防を熊本市消防局に事務委託したことに伴い、一部組合でありました高遊原南消防組合が解散し、消防長という役職がなくなりました。

したがって、今回提案しました条例は、益城町を管轄します熊本市消防局益城西原消防署の消防署長を益城町防災会議条例第3条第5項第6号の委員に規定するため、この条例を改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第70号「益城町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第71号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第71号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第136号、益城町新庁舎建設造成工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額1億2,002万4,300円を1億4,021万8,133円に変更するもので、2,019万3,833円の増額となります。

変更の主な理由としまして、本工事の発生土の搬出先につきまして、町内での計画としておりましたが、受入れ場の都合がつかず、一部を町外へ搬出したため、運搬距離が伸びたことにより、金額の変更を行おうとするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。

議案第71号、工事請負契約の変更について質問させていただきます。まず、ちょっと分かりやすくですね、ちょっと時系列、経緯を追って質問させていただきます。

まず、この議案に至る経緯なんですが、令和2年9月議会、補正予算の第8号ということで、新庁舎建設造成工事費ということで、予算がですね、2億2,100万円組まれました。そして、令和2年の12月議会、これでですね、新庁舎建設造成工事請負契約ということで、1億2,002万4,300円で十五建設に落札されました。そして、令和3年の3月議会、前議会ですけど、補正予算として、新庁舎建設造成工事費、これがマイナス7,800万円、そして新庁舎関連許可申請各種手数料、これが93万4,000円減額されております。

そして、今回の令和3年5月13日、本日の臨時議会に、工事請負契約の変更ということで1億2,002万4,300円から1億4,021万8,133円、2,019万3,833円の増額ということで上程されたんですけど、これはこれで間違いはないですね。時系列としてはですね。まず、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） おはようございます。新庁舎等建設課の田上でございます。3番上村議員の1回目の質問にお答えいたします。

ただいま御質問いただきました時系列による補正予算の措置ということで間違いありません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございました。

時系列は間違いはないということで2回目の質問なんですが、予算額を2億2,000万で組まれていた。これからですね、請負額のほうが1億3,000万というふうになってですね、非常に大きな

差が生まれました。この差というものはどこから出た差なのでしょうか。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 3番上村議員の2回目の御質問、当初の予算2億2,100万円で計上したものと、今回、1億3,000万円の金額ですね、こちらのほうの差がどこから来たものかということでございます。

この点につきましては、予算要求時は、一番最初の予算要求時なんですけども、こちらは土砂の搬出場所が未定でありましたため、少し広範囲もカバーできるように、運搬距離を40キロまで広げて予算計上を行ったところですが、しかし、令和2年11月上旬の入札公告前にですね、町内の適切な場所に処分場が見つかりましたため、運搬距離を11キロ圏内として積算を行ったところがあります。このことによる金額の差ということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） そうですね。当初予算案においては、土砂搬出先が見つかっていなかった、40キロで予算を組んだと。実質、入札時には町内に適切な場所が見つかったので、そこでやった。これがために、その分安く上がったということですよ。

この土砂搬出先っていうのは、私たちが一般的に考えればですよ、何て言うかな、業者が本来は応札するときに決めるんじゃないのかなと。今回は、町がその場所っていうふうに指定してから入札をしてもらったわけですかね。どうなのでしょう。この町内に指定した経緯というものちょっと教えていただきたいなど。例えば、埋立てとかだったら土砂を希望する人っていうのは結構周りにもいらっしゃるんですよ。どういった経緯があって、その場所なんだろうかっていうのもちょっと教えてください。

3回目の質問にします。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 3番上村議員の3回目の御質問、どのような経緯で町内の処分場所が見つかったかという御質問にお答えいたします。

町のほうではですね、熊本地震の復旧復興工事によりまして、より多くの工事を発注しておりますけども、そのような状況から、町内の土地所有者の方から一般的な話として、もし、土捨場が必要とする工事があれば所有地を提供したいとの話があり、40キロより近い場所であったため、その場所を当初設計において町で選定したものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。

今の質問に関してあれですが、町内のどこでしょうか、場所は。捨てなっところはですね。それと地権者はどなたかっていうことと、協議書とか覚書とか交わされとるかっていうのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 4番下田議員の御質問にお答えいたします。

町内の土地の処分場所がどこかという御質問だったかと思います。それから2点目が所有者は誰か、それと3点目が覚書等を取り交わしているかということによろしかったですね。

まず、場所についてですが、こちらにつきましては、益城町小池地内となります。

次に、2点目の所有者につきましては、こちらは、申し訳ございませんが、個人情報の兼ね合いがございますので、ここは一度検討しましてからお答えさせていただきます。

それから、覚書等取り交わしているかにつきましては、取り交わしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 地権者については検討するというところでございましたので、検討してもらいたいと思います。今出来んのかな。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 4番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

個人情報が含まれているので検討してお答えするということですが、一応こちらについてはですね、後ほど検討させていただいてお答えするということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 2回目の答弁ありがとうございました。

この中に関係者か何かおるわけですか。公表でけん、受入先の名前が挙げられんっていうことはどういうことやなと思って。以上です。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 4番下田議員の3回目の御質問は、ここに関係者がいるのではないか、出せない理由があるのではないかという質問ということによろしいでしょうか。

○4番（下田利久雄君） はい。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） こちらにつきましてはですね、先ほども申しましたとおり、個人情報が含まれておりますのでですね、慎重な検討が必要になりますので、ここではお答えしかねます。以上です。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ただいま動議の意見がありました。動議に賛成の方はありますか。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前11時08分

○議長（稲田忠則君） それでは、休憩前に続きまして、会議を開きます。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君） 16番荒牧です。休憩前についてですね、ちょっと説明をさせていただきます。

71号についてですね、氏名をどうのこうのと同僚議員から言われてましたけども、氏名はされてもらって結構です。ただですね、課長答弁の中でですね、私のほうから要望したような形を言われたのは遺憾です。それは絶対ありません。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私のほうから二つほどですね、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点はですね、今回、2,000万円の増額になるんですけども、その中で、どうしてもですね、ちょっとよく分かんなかったのがですね、理由として、受入れ場の都合によりというふうな表現で、甲佐のほうにお持ちになっておられます。でも、受入れ場の都合ってというのはどういうことか。要はですね。受け入れ場が満杯になったからもう入らないという話なのか、それとも、受入れ場がですね、まだ準備ができてなかったからという話なのか、そこら辺りについては1点ですね。

それから、二つ目はですね、土砂の搬出に関わる経費なんですけど、庁舎のところ、本庁舎の周りの土を小池のほうにお持ちになったっていうのは分かります。その際ですね、小池に入れられたとき、受入れ側に対して金が支払われたのか、それとも金をもらわれたのか、それとも金のやり取りはなかったのか。

この2点についてですね、ちょっとまず1回目の質問をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問ですが、今回、受入れ場ですね、都合がつかなかったということはどういうことかっていうような御質問だったかと思います。2点目が、土砂搬出経費の受入れ側へお金の支払いがあったのかどうかというところだったかと思います。

まず1点目についてですけども、現在、庁舎敷地南東側のほうにですね、建設する復興まちづくり支援施設ですけども、こちらの基礎掘削土量ですね、一部を甲佐町に処分したんですけども、この復興まちづくり支援施設は令和2年度からの繰越し工事でございまして、本年度に完成させるためには、本年2月中に造成工事の部分の引渡しを完了させ、3月には建設に着手する必要がありました。

このような中で、当初設計では、工事場所からおおむね11キロにある町内の土砂処分場を想定していました。しかし、土砂処分のためには、多くのダンプトラックが通行することと、土砂処分場が幹線道路沿いにあるため、道路交通の円滑化や安全対策などの受入れに関する交通協議を行う必要があり、これに不測の時間を要したため、受入れに着手するまでの態勢の整備などに時間を要したものです。

次に2点目ですが、こちらの搬出経費の受入れ場への支払いについてですが、こちらは支払っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

要は、第1問目ですけども、受入れ場の都合がつかなかったっていう理由は、当初の運び込み
に間に合わなかった。つまり、県等に対する運搬等のための許可申請、これに時間を要したとい
うことだったんじゃないかと思います。

それから、2番目のですね。運搬した泥の費用、これについては受入れ側に金が支払われたと
いうことでしたが、これでよろしいですかね。

そこで、2回目の質問なんですが、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。でですね、まず1点目のですね、都合がつかなかったとか、この点なんですが、要は遅
れたと。ですから、甲佐に持っていったのは、結局、そこに入れられなかったから甲佐に持って
行ったという話なんですね。ですから、甲佐に持って行けなかったのは、どれくらい遅れたのか。
日にち的にですね、1週間だったのか、10日だったのか。つまり、県に申請をして、県の許可が
下りて初めて持ち込めるわけなんですけれど、それはいつ頃許可が下りたのか、これについて教
えてください。

なお、2月1日頃から甲佐に持っていつているわけですね。甲佐には2月1日、初旬から持つ
てってるわけですよ。ですから、2月の初旬のいつ頃に許可が下りてきたのか。それ以降は、
全部小池のほうにお持ちになったという話だと思います。

それから2点目のですね、土砂の搬出先に金を支払ったということなんですけども、多分こ
の量は、かなりの量をですね、ダンプで1,000台近い量を運んだわけですよ。ですから、受入
れ側としても当然、ダンプが入ってくるのをスムーズに流すためには、かなりの機械入れてです
ね、道を造ったりしていかないと多分スムーズな流れというのはできないんじゃないかなど。受
入れ側としてもかなりのやっぱり費用を要する、そういう費用を見込んで支払われたのか。それ
とも、その費用はまた別途、別の口から出てますよという話なのか、これについて2回目の質問
とします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） すみません。土木審議監の持田でございます。

12番の宮崎議員の御質問のいつ頃かっていうのはちょっと承知をしていないので、この後、課
長のほうが答えることになると思いますけども、その前にちょっと複雑な御質問ですので、ちょ
っと前段の説明というか、答弁というか、そういうのを少しさせてください。

要は、いろんな手続に時間がかかって、小池の土場に入らなくなり、甲佐のほうに持っていつ
たという、そのこと自体はそのとおりです。ただ、実はですね、先ほど課長が申しあげましたよ
うに、これは復興まちづくり支援施設の造成工事の土になりますのが、まず1点目は、復興まち
づくり支援施設、これは今繰越し工事でやっていますので、事故繰りにならないためには、造成
の後の建設工事に着手をするタイムリミットがあります。ですので、協議で、今の小池の土場の
受入れ態勢が整うと、そのタイムリミットまでの間に、掘削とか、運搬とか、土場での処理とか、

そういうサイクルタイムから、1日当たり、それから工期当たりの処理量が決まっていますので、その段階です、全量を小池のほうで処理するのが困難だという判断をして、残りをその他の土場ということで、これは結果として甲佐の土場になってますけれども、そちらのほうに計画的に搬出をしていったというのが、今回の工事の一連の流れではないかなと思います。

もう一つ、お金を支払っているという課長のほうの答弁がございましたけれども、多分議員の御認識で言うと、搬入路を整備したりとかいろんなことを受入れのほうで準備することになるので、そのためのお金ではないかというような御質問の御発言だったと思いますけれども、実は、そういった搬入路を整備するとかですね、そういった準備費用などについては、受入れ場のほうでやっていただくことになっておりまして、お金を支払いするっていうのはですね、今回の工事で、土を処理場のほうに持って行って、取りこぼし、つまりそこに捨てるんですけども、それはきちんと敷きならしをする。その経費を土場の受入れのほうにお支払いをしてやっていただいているということになります。その分の経費ということになりますので、経費の性格としてはそういうものということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 12番宮崎議員の2回目の御質問の1点目、交通協議がですね、整ったのは、許可が下りたのはいつ頃だったかという御質問だったかと思います。

こちらの日にちにつきましてはですね、正確な日にちというのが、2月の中旬であったかというのは把握しておりますけれども、はっきりした日にちというのを私が把握しておりませんので、後ほど日にちについてはお答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 最後の3回目の質問になります。まずですね、間に合わなかった理由について、今、説明がございました。いろいろですね、ほかの事業との絡みがあったのかもしれませんが、ただ、それがあってもですね、12月に発注をかけて間に合わないというのが、私は信じられません。これは、9月の予算が通過をして、それから、それぞれ準備をして、地権者が埋め戻す場所を決定したのが、多分11月中に決まるとははずですよ。そして、小池ということで入札をされている。入札で落札されたところが12月の議会でされている。つまり、受入れ側が決まって、11月の半ばから12月、1月、それだけ期日があったにもかかわらず。

工事業者はプロですよ。どういうのを持って県に許可をもらわなきゃいかんって大体分かりますよね。にもかかわらず、今回はやっとなら1月の15日前後に、そういう県に対する許可をもらわなきゃいかんという申請がなされているんです。そこから二、三週間かかるから、当然2月1日に間に合わなかった。間に合わなかった分だけ甲佐に持っていかなきゃいかんから、その金が2,000万。1,500万でしたかね、そういう話になるんじゃないですか。

ということは、この今回のやつは誰の責任なんですか。町が全部責任であれば当然2,000万追加するというのは、これはやむを得ない話だろうと。だけど、町が全部悪いんですか。

そこについて、3回目の御質問とします。それから、もう1点ありましたですが、このところが一番重要だろうと思いますので。誰の責任なのか。ちゃんと着々と準備を進めてきてるじゃ

ないかと。何で間に合わないような状況になるのか。これについてよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問を聞いていて、我々、こういった工事に携わる者の基本的な姿勢に関わる大事な問題かというふうにちょっと思っていて聞いておりました。ただ、先ほど冒頭でも少し議員のほうからお話があったように、今、すごい益城町では復旧復興の工事の量があつて、一時は不調不落とか、そういうのもあるような状況で、なかなか建設業の方もですね、工事を回していくのが大変だという状況が少し今改善しております。

その中で、おっしゃるように、当初設計の段階では、土の搬入先というのが決まっていたんですけども、場所は小池ということで、道路が多分県道沿い、それで、県の協議をとというようなお話ですけども、実際の、例えばフェンスがあればフェンスをどの程度取り除くのかとか、ふち石があれば、どの程度取り除いて道路から土場のほうに行くのかとか、そういう話は、まず業者さんが決まっていますね、業者さんが現地を見て、自分たちの施工計画と照らし合わせて、どういった形態にやっていくのか、それが決まった後、警察協議とか県の協議という手順を踏むようなこととなります。

そういったことがありまして我々のほうも、工期が決まっているので、極力頑張っている中でということで、受注者、請負者と協議をしておったんですけども、少し、いろんな状況があったと思いますが、想定よりも時間がかかりまして、そのためにやむなく、少しの量というか、小池に入らなかった量について、第二の土捨場を探さざるを得なかったという状況です。極力、本当はこういうことがないように発注者、受注者は努力をしなければなりませんけども、復旧復興の事業をやる中で、凶らずとも今回は少し遅れてしまったということで、これを肝に銘じて、こんなことがないように今後は頑張っていこうと思います。そういうことで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

まず、質問の前にですね、ちょっと訂正していただきたい部分があるので。持田審議監にですね、ひとつお願いいたします。今、持田審議監のほうから、支払った費用は盛土の締固めを行うための費用として上げたのではないか、そのための費用ということをおっしゃいました。要するに、持ってきた泥とかを干したりせんといかんと、そのために必要な分というふうにおっしゃいました。それについてはですね、ちょっとおかしいなと思うので、もし間違っていたら訂正をお願いしたい。

先ほど、議員の中で、益城町新庁舎事業における建設発生土の受入れに関する覚書を交わされたというお話がありました。その覚書の中にですね、盛土の転圧締固めは、甲は、要するに、町としては、盛土の転圧締固めは行わない。もしそれが必要な場合は、乙の負担で、受入先の負担

で実施するものとするというのがあるじゃないですか。もしそれがあれば、審議監が言われた答弁にですね、ちょっと違いがあるので、それについては訂正を後でお願いします。確認していただいているいいですか。

それと、支払ったと言いますが、先ほど、もし審議監が言われた、敷きならしとか転圧ですね、についての支払いであったらですね、名目は何だったのか。私が知っている限り、設計書にですね、名目的には土砂の処分費としての支払い、立米当たり例えば600円とかですね、というふうになっていると思いますけれども、それについてもちょっと後で回答をしてください。

じゃあ、質問にいきますけれども、まず、この場所ですね、益城町小池についてですね、面積、今回の残土を処分したところの面積はどれだけか。そして、それは何筆あって——要するに土地の筆数ですね、何筆あって、所有者は何名か。またその所有者の割合もですね、分かったら教えてください。面積の割合。要するに、1人ならばもちろん全部ですよ。2人ならば何対何ぐらいですよというの分かっているはずですよ。それが1点目ですね。面積と割合を教えてください。何名かと割合を教えてください。

次はですね、覚書、これをいつ交わされたのか。要するに、先ほど同僚議員のほうから何で間に合わなかったのかというお話がありましたけれども、この覚書が交わされた日、要するに、泥をそこに捨てさせていただきます、受け入れますという覚書が交わされた日から工事をするまで、どれくらいの日時があったのか。それに対する協議ですかね、県に出す協議が間に合わなかったというのは、多分、相手先、受入先が協議書を熊本県のほうと協議をして間に合わなかったということになってると思いますので、いつ覚書が交わされて、いつ発注をし、その工事をするまでにどれくらいの期間があったのか、なぜその間に間に合わなかったのかというのを教えてください。

じゃあ、まず、その2点からいいですか。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田です。

野田議員の私の先ほどの答弁の訂正の話で、すいません、ちょっと緊張してたので、記憶の中ではですね。先ほどの答弁で、敷きならし部分と答弁したと思います。確かに、野田議員御指摘のとおり、締固め、転圧、これについては、覚書のほうで乙の負担でやるというような規定があるので、そこについては町側が払っていません。先ほどたしか私の答弁では、処分については、敷きならしについてと答弁をしたと思いますので、そういうことで御理解いただければと思います。

あと処分費という名目でそこが載っているということで、例えば、何で敷きならしと単純明快に名前をつけないんだというようなことなのかなと思ったんですけど、処分——敷きならしの、例えば、盛りこぼすのも処分の範疇に入りますので、設計書上の上ですね、費目上の上の名目としては処分費となっておりますが、内容についてはあくまでも敷きならしということで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 11番野田議員の1回目の御質問の1点目ですけども、小池の処分場所ですね、の面積と筆数と地権者の人数、それとあと割合が1点目だったと思います。それと2点目の御質問が、覚書書はいつ取り交わしたのか、また、工事についてはいつ発注したのか、工事に入るまで何日かかったのかということであったかと思ひます。

まず1点目の御質問ですけども、こちらの搬出場所の総面積のほうは、9,788平方メートルとなっております。筆数は全部で30筆というふうになっております。地権者のほうは2名いらっしゃいます。あと、その地権者が所有されている土地の割合ですけども、こちらはお一方が93%、もう一方が7%というふうになっております。

次に2点目の御質問ですが、覚書書はいつ取り交わしたのかということですけども、こちらは令和2年11月13日というふうになっております。

工事のほうの発注なんですけども、こちらにつきましては、令和2年の第4回定例会の最終日で議決いただきまして、その翌日12月17日が発注日というふうになっております。

次に、工事にかかったのはいつかということですけども、令和3年1月15日から工事に着手しております。ですから、発注から工事までの間に約一月のスパンがございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の回答ありがとうございました。

審議監、敷きならしということですね。はいはい、分かりました。

覚書ですね、9条、これは16条までありますけれども、覚書の9条というのをですね、もう一度確認されてですね、回答をしていただきたいということですね。何と書いてあるかですね。ちなみに言っておきますけれども、建設発生土の運搬は甲が行うものとし、敷きならしは乙が行うものとする、これが9条ですね。一応そういうのがあるかないかの確認をしていただいていいですか。

捨土についてですね、処分費ということが妥当だということは、これは間違いないだろうと思ひますけれども。

それと今、覚書が交わされたのが令和2年11月中旬ですよ。13日ですよ。工事を発注したのが12月、工事に入ったのが、約1か月ありますので1月。要するに覚書を締結してから約2か月間ぐらいはですね、あるわけですよ。その覚書の中に様々なものがあると思ひます。要するに、今言ったような建設発生土の運搬は誰がするとか、あと周辺住民に迷惑をかけるなとかですね。

工事をする上で、道路を横切ると。県道小池竜田線だと思ひますけれども、そこを歩いて歩道を横切するために舗装を傷めたりするということでの協議がありますよね。その分に時間がかかったと。これは工事をする側——工事というのは、新庁舎の工事じゃなくて、その敷きならしをしたり締固めをする造成工事。多分これは造成というよりも形状変更で、農業委員会でも多分形状変更で上がってくるんじゃないかと思ひますけれども。盛土もですね。そこまでに2か月もあって、その間に、乙、要するに地権者側はですね、きちんと受入れ態勢を整えていなければなら

ない、それが覚書にあるという認識です。それができていなかったということで、先ほど同僚議員が言われたように、何で町の責任なんだと、受入れ側の責任じゃないですかという質問だったと思います。

それと、受入れ側のさっきの割合ですけれども、9,788平米のうちの9,176平米、要するに93.75%、これがですね、先ほど言われたですね、関係者の方と。あとの612平米、約6.25%。これがですね、もう一人の地権者の方。94%がですね、関係者、当議会の関係者の方だったという認識です。こちらはですね。

この審議の中にですね、関係者がおられていいのかはですね、後で議長のほうに確認をしていたかなければいけないと思っております。私がですね、勝手に今、関係者が94%ですって言ったのが間違いないかはですね、後で課長のほうに答弁をしていただきたい。間違いないかですね。

それと、その処分費は600円ぐらいですよ、多分。それが敷きならしのためであろうが何であろうが、支払われてるんですよと。

それともう一つですね、覚書を交わされた日が令和2年の11月13日と。工事発注をしたのが12月に入ってからと。この関係者の方がですね、要するに工事があるんだよというのをですね、知っていたのか知らなかったのか。もし、知っていてですね、形状変更の手続をしたのであれば、これはどうなんでしょうとかというふうになるんですけども、その点について見解をちょっと教えていただいていいですか。

2回目の質問として、今の2点にきちんと答えていただいていいですか。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。野田議員の2回目の質問に対して答弁させていただきます。

まず、覚書の9条ですね、ここに対して、敷きならしは乙が行うというような規定があるのではないかと、確認をということで、9条にそのような規定があるというのは私も確認をしております。

もう一つ、ちょっと私の解釈が間違っていればすみませんけれども、覚書についてですね、まず1点目は、その中で、ちょっとこの覚書が発注者である我々町とですね、受入先である土地所有者の方、この間の2者間の覚書になりますので、この段階では、まだ当然工事発注前ですし、受注者の方が関係をするというような覚書ではありませんので、そこの受入先に土を町が搬入をするときにはこんなルールでやりましょうというのを決めたのがこの覚書というふうに認識をしています。

ただ、町が、こういった土をそこに持っていきたい、それに対して分かった、じゃあ、こういうルールでやりましょうという覚書を結ぶということは、覚書には別に新庁舎の造成工事とかそういうのは出て来てないと認識しておりますが、町と所有者の間でこういう覚書を結ぶということは当然、何らかの工事が前提だというのは、これは一般常識、覚書を結ぶときの前提というふうに考えておりますので、当然、土地所有者の方としてはですね、覚書を結べば、そんなに遠くない時期にそういった土砂の搬入というのがあるのではないかとというのは、当然、蓋然性をもつ

て認識をされるというふうに思っております。

そういうことがあって、そこから先はちょっと私、確認しておりませんが、そういった形状変更とかですね、そういった手続をしておられるということであれば、それは不思議ではないのかなというふうに、そういうふうに認識をしているところです。

(「何に対する覚書を書いたか読んでもらっていいですか。何に対する覚書って書いてあるかちょっと言ってもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

ちょっと待ってください。すいません。認識が足りませんでした。ちょっと訂正します。

覚書の名前は、益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書。すいません、訂正をします。以上になります。

○議長(稲田忠則君) 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長(田上勝志君) 11番野田議員の2回目の御質問の2点目、小池のですね、土地の処分場所の面積の割合についてですが、一応先ほど議員御指摘のほうでは94%と6%という割合ではないかということですが、正式に計算いたしますと、93.7%と6.3%ということで、当然、小数点を四捨五入しますと94と6%というふうになってまいります。以上でございます。

(自席より発言する者あり)

申し訳ございません。お一方が94%、もう一方が6%というふうになります。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 野田議員。

○11番(野田祐士君) ありがとうございます。

すいません、先ほど議長に言いましたけれども、2名の地権者なんですよ。2名。1人の方が93.75%で、1人の方が6.25%。この議会の審議の中にですね、関係者というか、当事者がおられるのであればですね、まず、議案が成立しない可能性がありますので、それはどうなんでしょうかね。出ていただく……。

○議長(稲田忠則君) 議長としてはですね、この審議が終わりまして、採決するときに当事者はですね、退席していただくように思っております。

○11番(野田祐士君) ああ、そうですか。分かりました。はい。

じゃあ、そのまま質問させていただきます。

あとですね、工事設計、要するに実施に工事を出すためにですね、工事設計書を組まれて入札をかけられたと。そして、1億2,000万程度、要するに九十数%で落札をされて工事をしていただいているということですけども、この工事設計書の中でですね、処分費は幾らですか。また、土砂運搬費、11キロ圏内だと思いますけども、それは幾らで積算されているのかが、まず第1点目ですね。

そして、工事費、その土砂を搬出場所に捨てられたということで、支払われたという認識でいいかですね。もし支払われているのであれば、その処分費に対してきちんと支払われているのか。もし処分費をですね、支払われていないということであればですね、その増加分ですね、積算上、要するに設計上、お金を見ているのに、業者が支払っていないということであれば、その部分に

については町は支払う必要がないのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。もし、適正に支払われているということであれば、そういうふうにお答えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 田上新庁舎等建設課長。

○新庁舎等建設課長（田上勝志君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

当初の工事設計書の中での処分費は幾らであったか、処分するところまでの距離はどれだけだったのか、あと運搬費のほうですね、こちらが幾らだったのかということであったと思います。

まず、処分費につきましては単価が600円というふうになっております。

（「立米」と呼ぶ者あり）

立米でございます。運搬距離につきましては、9.4キロというふうになっております。あと運搬費ですね、のほうは、こちらは単価が1,574円というふうになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 審議監の持田です。野田議員の後半の質問ですかね、処分費が幾らというふうに課長のほうからお答えをして、それをちゃんと払っているのか、確認をしているのかという御質問だったと思っております。

これについてはですね、設計図書の中で、そういった処分費をきちんと支出するようにうたわれているので、当然我々には、そういうのを確認をする義務がございます。あわせて、先ほど申し上げましたこれは敷きならしの経費になりますので、現地がちゃんと敷きならしをされているのか、それを確認する義務が我々にはあると思っております。

（自席より発言する者あり）

いや、我々が計上している処分費は敷きならしになりますので。ですから、それについてはですね……。

（「処分費でしょう」と呼ぶ者あり）

はい。だから、敷きならしですね。ですから、それについてはですね、工期がたしか6月の終わりだったと思いますので、竣工時にですね、竣工の届けと同時に、管理書類で出来高とか、品質とか、工程管理とか、いろいろなものが出てまいりますので、その中で、最終的に確認をして、工法が適切かどうかの確認をいたしていくということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

今、大方の質疑は出ましたんですが、いろいろ答弁を聞いてとってですね、ちょっと確認せなかんかなと思うところがありました。11月に町内に搬出先が見つかったので、積算した結果、1億3,000万の予定価格で入札に出たと。で、1億2,000万で業者が落札されているんですけども、土砂の運搬が始まったのは2月1日からだと思んですが、これ、11月から2月までとかなり期間がある。この間に合わなかった理由が、交通協議に時間がかかったためというような、田上課

長のほうからそういう話でした。それで、町外の土捨場のほうに持っていったということでしたが、持田審議監のほうでは、何か小池のほうには全量が入らんから、少量だけでも甲佐のほうに持っていったという話をされたんだけど、どっちが本当のことなんですか。協議が長引いたからなのか、全量が入らんから甲佐のほうに持っていったのか、どっちが答えなのか。

でですね、行政工事とかこういう場合に、大体土砂の捨場というのは町が指定するんですかね、公共事業の場合は。普通、業者がこの価格に全部組み入れてですよ、全部、運搬賃とか捨て賃とかを組み入れて業者がこの1億2,000万で落札したわけですよ。なのに、町が指定した……。公共事業の場合、町が指定したとこじゃないといかんのかどうなのか。

普通はこういう土木業者が、どこか捨て場は無かですかと言ってくるけども、その辺がどっちなのかですね。あくまでそういう距離の遠いとこまで持っていく、これは町がそこに持っていきと言ったのか、それとも業者が勝手にそんなところに持っていったのか、その辺ですよ。業者がちゃんと町内で探せば、こんな差額も出らなかつたと思ったんですが、その辺をちょっと伺いたいなと思って。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 審議監の持田です。14番中村議員の質問にお答えします。

まず、小池に入らなかったのが、協議が長引いたからか、それか全量が入らなかったからか、どっちなんだろうという御質問が1点目だと思いますが、これにつきましては、両方といいますか。先ほど申し上げましたように、一応造成工事で掘削をして運搬をして捨てるという話になると、サイクル単位で1日当たりの処理能力というのがおのずと決まっています。ですから、当初はそれが捨てられるだろうという見込みで設計を組んでいます。先ほど申し上げましたように、関係機関協議に少し残念ながら時間がかかりましたので、そういった工期がですね、取れなくなった。そのことによって、工期までに全量をそこに捨てるのが少し難しくなったので、第2の土捨場を探してそこに持っていったという経緯になります。

2点目の、通常こういった公共工事です、土捨場については町が指定をするのか、それとも工事の中で業者が探すのかという御質問がありましたけれども、どういう手法で土捨場を決めなさいという決まりは特にはございません。一般的には、今議員がおっしゃったように、今回もそうですが——今回というか、予算編成のときですけど、特にここという土捨場がなく、ちょっと広範囲に、40キロの運搬距離ということでそういった運搬費を計上してですね、それで出して、その上で。それは一応標準といいますか、一般的といいますか、そういう運搬距離で出して、工事を取った受注者の方に適切な土捨場を探していただいて、そこに捨てて、例えばそれが、当初設計では20キロで見たものが10キロのところに見つかったということであれば、設計のほうで10キロ分を減額しますし、20キロ圏内になかったと、30キロのところで見つかったということであれば、20キロから30キロに、今回もですけど、増額変更します。そういった対応を取るというのが一つございます。

もう一つ、今回のようにですね、当初設計図上は40キロで見ていたんですけど、10キロとか15キロとか、そういうところで見つかったということになれば、それが経済的に有利という話にな

りますので、当初設計書の中で、ここに捨ててくれということで指定をして、そこのほうに受注者の方に捨てていただくというような方法もありますし、それはケース・バイ・ケースで決めていくということになっております。以上です。

すいません。三つ目の甲佐に持っていったのは、受注者の方の考えなのか、それとも、発注者、町の考えなのかという御質問があったんですけど、こちらについてはですね、小池のほうが入らないということがあったので、先ほどの2番目のほうのですね、受注者の方に探していただいて、たしか複数提案をいただいた中でですね、一番有利なところを選定して、要は甲乙協議で決めたということで、甲佐の土砂処分場を決めたという経緯と認識しています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 捨て場については、甲佐の分は業者に。大体、こういう工事の場合は、1億2,000万で落札したと。それは全て、捨て費とか廃土費とか、それとか運搬費とかを含めて落札するわけですね。場所が変わったから云々というのは、これはちょっと増額したというのはどうなのかなというようなことがあるんですけどね。それがあれば、場所を遠いところを探して、それでまた増額、増額していけば。それで益城町のほうでは近く探して、これがちょっと時間がかかって、今も言われたように、ちょっと、一緒にどんどんどん運ぶのが無理だったから向こうに持っていったというニュアンスだったけど、どうも、ここまで交通協議が間に合わなかったから、小池のほうができるまでの間、運んだのか。小池に運びながら、向こうにも運んだのか。小池の捨て場所はまだ余裕がありますね、今。見に行っただけど、まだまだどれだけでも入るような場所のような気がしますけどもね。それからすると、わざわざ向こうまで持っていかないと、何台もどんどん行くから一緒には捨てられないから持っていったというのか、その辺がどうもちょっとはつきりしないような気がするんですけども。

普通は、こういう入札で決定した場合には、自分たちで普通、業者さんは探してできるだけ安く捨てられる。中には、埋立地を希望されるところに持って行って、逆にそこからも金もらって、そこで甘い汁じゃないけど、そこで利益をもたらすというような手法が普通のような気がしますけども。

この辺がですね、なかなか……。もうちょっとその辺までしっかりと見通して準備を、当然間に合わせるべきだったと思うんですけどね。要するに、無駄金で、2,000万が無駄金といえば無駄金ですよ、はっきり言えば。急ぐからということで分かりますけども、だけど、そこら辺はもうちょっとしっかりしてもらわないとですね、復旧事業とかそういうやつはですね、これはどういったことが起きるか分からんから、これは増額ばかりするのは仕方ないと思いますけども、こうした事業で、増額、増額といったら、何か町は今、工事が全部、増額が常態化しているような感じに見えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 審議監の持田です。14番中村議員の2回目の質問にお答えいたします。

そうですね、確かに、経費を抑える、効率的な工事に努めるというのは、発注者、受注者限ら

ず、品確法なんかができてからですね、そういうような責務というのは、どんどん重要になってきております。ですので、そういう中でですね、昔は、こう言っては何ですけども、なかなか設計変更なんかも実情に合わないようなところがあったのかもしれませんが、そういうことをすると工事の品質が保てなくなるということで、品確三法ができて、発注者も受注者もきちんとやろうということになっていると思います。

ですので、設計変更についても、そういった数量の変更ですね。例えば掘削土量が増加したとか、そういうのは目に見えるものなんですけど、今回のような運搬距離が増えたという、言ってみれば、土捨場というのがどんどん少なくなってきて、社会情勢から少し遠くに持っていかなければならないという社会情勢の変化なんかを反映させたものと言えると思います。当然設計変更には、そういった数量みたいな目に見えるものと、社会情勢の変化を反映したものがあって。

例えば、今回ですね、震災復興で、人夫さんですね、通常は請け負って、近隣の人夫さんを確保するんですけど、足りないときに遠くから人夫さんを確保するとなると、その人夫さんの経費もちゃんと設計書で見なさいというような通達が国交省のほうからもあるように、きちんとした反映を変更の中でやっていくというのが今の考えです。そういった意味では、当初の設計の条件から正当な理由でですね、議員おっしゃられたように、いやいや、近くに本当は、その業者の方が捨てられるような土捨て場があるけど、運搬費を稼ぐために遠くに持っていこうとか、そういうのはあってはならないことで、そういったことがあるので、協議書で、請負者、受注者で協議をしながら決めていくというような制度になっています。

ですので、そういった状況変化というのは適切に設計変更の中にうたっていきましょうというのが、これは、経費がかかるとともに、工事の品質を確保しましょうということにつながりますので、そういった方向性が今の方向性ではないかというふうに思っております。ということですね。

それから、現在の増額傾向がすごく多いということ、これはやはり我々ももう一度気を引き締めていなければなりません、1度、3年前ですかね。協議、指示とか変更請負のマニュアルというのをつくった中で、そこで言っているんですけども、何と言いますか、土木工事というのが、工場の中で例えばテレビを作るとか、自動車を作るようなものじゃなくて、自然の中での受注販売みたいな形で個別のものを作っていく。自然が相手ということになりますので、例えば掘削を試みたら支持層がえらく下だったとか、そういうのは実際に工事を進めないと分からない部分がございます。

ですから、そういうのを反映させるために、協議、指示で現場を回して行って、最終段階でそれを全部集約させて変更するというスタイルを取っていますので、なかなか当初設計段階ではですね、そういうところが分からないところが多くて、特に復旧とか復興とかいう工事になると、少し事前の調査を甘くしてでもですね、早期に工事に着工するとか、そういうような思想もありますので、そういうことから、今回の熊本地震に関しては少し増額の傾向というのが多いのかなというような気はしておりますけども、いずれにしてもですね、無駄な増額がないように、その

中でも甲乙協議をいたしながら工事監理をやっていかなければならないというふうに思っているところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 説明の趣旨は確かに分かります。工事についての変更なんかは、特に当然協議されるわけでしょうけど、その辺の協議をですね、もう少ししっかりとやってもらって、できるだけ抑えてもらうようにしないと、ただでさえ、金が足らん足らんと町も……してるわけですから、その辺はしっかりお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。1点だけお尋ねいたします。

先ほど処分費は立米の600円とおっしゃったですね。当然、小池の双方に支払われたんだろうと思いますが、その点、お幾らずつ支払いがあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田です。15番渡辺議員の御質問に対してお答えします。

処分費の600円はどの程度支払われているのかということで、まず設計図書上はきちんと立米辺り600円を計上して、それを、処分費という名目ですけども、敷きならしに使うとなってますので、工事請負契約上は、受注者の方はそれを適切に履行する義務がありますので、やっていただいているものと思います。

その確認についてはですね、ケース・バイ・ケースになりますけども、途中でいろいろ確認していくもの、例えば、隠れてしまう床掘線の確認とかは途中でやることもありますけども、一般的にはそういった管理書類については、竣工時にですね、全部提出をしてもらって、それを確認をして竣工検査をするということになりますんで、我々としては設計図書に基づいて適切に履行されているものと認識をしています。その確認については、竣工時にですね、出てきた管理書類一式でいろいろと確認をして、それで、竣工にするのかどうかを判断していくこととなりますので、そのときに確認をいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 議案第71号、工事請負契約の変更について反対する立場から意見を述べさせていただきます。

反対理由及び意見。工事請負費変更、変更前1億2,002万4,300円を変更後1億4,021万8,133円。増額分2,019万3,833円のうち、土砂運搬費用の1,480万円について疑義があり、賛成できません。土砂搬出先について、2名の地権者、1名は先ほど名前を言っていていいと言われたので、いいです

よね。名前は言っていないって言われたですね。荒牧議員が94%を持っておられるということでありました。これが、一般公募等を募らず、益城町と密室で決定しているということが町民に説明できず、理解もしていただけないために、賛成できません。また、そもそもの土砂搬出増額分1,480万円の原因が益城町にあるのではなく、搬出先の受入れに起因するにもかかわらず、益城町の税金、血税を充てるのが町民に理解していただけません。

少し説明をさせていただきますけれども、工事請負費変更前約1億2,000万を变更后1億4,000万に増額を2,000万しております。土砂搬出分費用は1,480万円です。土砂搬出先の2名のうちの1名、荒牧議員が94%を持っておられます。益城町がこの地権者と密室で覚書を交わしている。

土を欲しい方は私の周りにもいっぱいおられます。そして、土砂搬出の情報、益城町の新庁舎に関する土砂が出るよという情報を、その地権者が知り得る立場の人間であったということです。その立場を利用し、自分の田畑の盛土、いわゆる形状変更で益城町新庁舎造成工事を利用したということは、到底、町民の理解が得られません。益城町積算ベースの工事費によりますと……。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、説明はいいですけども、個人的な攻撃になるようなものはちょっと。

○11番（野田祐士君） ああ、そうですか。分かりました。では、議長の意見に従います。

益城町の積算ベースの工事費によりますと、地権者は、田畑の形状変更に必要な費用、本来ならば、地権者自身が土砂を購入し、運搬しなければならない費用ですけれども、これはあくまでも工事費ベースでいきますと、立米当たり運搬費用が1,574円となり、1万7,313立米であれば実費2,725万662円。盛土購入費用、これはどこで購入するかによっても違いますけれども、処分費、捨土で立米600円を支払っておりますので、最低600円で購入したと換算いたしますと、1万7,313立米分の実費1,038万7,800円となり、少なくとも3,763万8,462円が本来ならば形状変更にかかる費用だと考えられます。今回は、その費用経費を密室で地権者と益城町が決めたということになり、地権者はその費用分をある意味、頂いたということになるのではないかとすることは、町民に理解していただけますでしょうか。

次に、そもそも土砂搬出分1,480万円の原因が益城町にあるのではなく、搬出先の受入れに起因すると。にもかかわらず、税金を充填することが理解していただけるかということになります。

益城町と土砂搬出先の地権者は、令和2年11月13日に益城町新庁舎建設事業における建設発生土の受入れに関する覚書を締結しております。その中に、発生土処分に関し、支障を来さない対応をすることと記載されているのではないのでしょうか。

今回の増額は、土砂を受け入れる側のミステークによるものという理解です。これについては、令和3年1月18日に建設発生土の受入れについての覚書第5条、6条、11条、12条についての協議が請負業者と行われているというふうになっているということでもあります。

もし処分費用として益城町が払っていないということであれば、工事設計書中にある造成工事費中、敷地造成工事中処分費、立米当たり600円、1万7,313立米分の実費1,038万7,800円は支払う必要があるのでしょうか。当然に減額すべきではないのでしょうか。

以上により、原案に対して反対をいたします。議員の皆様の良識ある御判断をよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 17番坂田みはるでございます。私は、議案第71号、工事請負契約の変更について賛成討論を行わせていただきます。

議案第71号、工事請負契約の変更につきましては、令和2年第4回益城町議会定例会で議決されました議案第136号、益城町新庁舎建設造成工事の請負金額から2,019万3,833円の増額変更を行うというものでありますが、私は次の理由によって賛成いたします。

庁舎敷地の南東側において工事が進められている益城町復興まちづくり支援施設については、既に繰越し工事となっており、令和3年度中の完成を目指すには、本年3月中の着工は必要不可欠であり、2月中に施工区域の造成工事を完成させる必要があったということです。しかし、当初計画していた造成工事による建設発生土の受入れ地において受入れ態勢の整備などに時間を要したため、2月中までに建設発生土の全てを受入れ地に搬入できなくなってしまったものです。このため、2月までに建設発生土の搬出を完了させなければならない状況の中で、当初計画と同時の運搬距離にある他の受入れ地が見つからず、できる限り近くにある受入れ地を選定したことによる運搬距離の増加はやむを得ない対応で、復興まちづくり支援施設の適正工期を確保するためには必要な措置であったと考えます。

以上のことから、議案第71号、工事請負契約の変更について賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、議案第71号、工事請負契約の変更について反対する立場から意見を申し述べます。

まず、今回の増額の変更の理由については、るる今まで検討されたとおりなんですけども、これが全て町の責任かと言われたとき、私は必ずしも全てが町の責任ではない、受入れ側にも多少の責任があるんじゃないか、こういう観点から、町が進んで2,000万円、運搬費として1,500万、これ出すのは若干おかしいんじゃないかと、こういう観点から反対をいたします。

それからもう1点、これは、今回、たまたま追加の契約だったものですから我々は気がついたんですけども、本庁舎の土砂、これが出たのはですね、町内で処分をしてるっていうのは、非常に予算計上上もですね、非常に効率的だと、これは理解できます。しかし、特に議会関係者とか町の関係者がある場合についてはですね、これはきちっと告示をすとかですね、皆さんにお知らせするとか、こういう体制を取らないと、我々としてはですね、非常に町民から不満、それから不信感を持たれる。こういうことですね、我々は自ら身を律していかなきゃいかんのかなのかと、こういうふうな感じをもって、この本議案については反対をすることにします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで討論を終わります。

（荒牧議員退席）

ただいまですね、荒牧議員は退席をされました。

これから議案第71号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第71号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

（荒牧議員入場）

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただきまして誠にありがとうございました。

これで令和3年第3回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後0時28分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員